衆議院小選挙区選出議員選挙における各種選挙公営用紙

| 1 | 選 | 挙運動用 | 自動車関 | 関係書 | 類 | | | | | | | |
|---|------------|--|------------|-------------|--------------------------|-------------|-------------|------------------------|-----|------|------|-----------------------|
| | (1) | 選挙運動 | 用自動 | 車の位 | 更用の多 | 2約届 | 出書 | | | | | 様式1 |
| | (2) | 選挙運動 | 用自動 | 車使用 | 用証明書 | ▮(自 | 動車) | - | | | | 様式 2 |
| | (3) | 請求書(| 選挙運 | 動用目 | 自動車の |)使用 |) - | | | | | 様式3 |
| | (4) | 自動車燃 | | | | | | | | | | 様式4 |
| | (5) | 自動車燃 | | | "' | | | | | | | 様式5 |
| | (6) | 選挙運動 | | | 田 福田 | | | | | | | 様式6 |
| | (7) | 選挙運動 | | | | | | | | | | 様式 7 |
| | (1) | 选手建到 | 川田田割 | 平汉 | 节証明官 | | E #44 1 7 / | | | | | 水工(/ |
| | <u> </u> | ** ** | + 88 /5 = | 中 水工 | | | | | | | | |
| 2 | | 常葉書作 | | | | | | | | | | 144 15 - |
| | (1) | 通常葉書 | | | | | | | | | | 様式8 |
| | (2) | 通常葉書 | | | | 小 | | | | | | 様式 9 |
| | (3) | 通常葉書 | 作成枚 | 数確詞 | | | | | | | | 様式10 |
| | (4) | 通常葉書 | 作成証 | 明書 | | | | | | | | 様式11 |
| | (5) | 請求書(| 通常葉 | 書の任 | 作成) | | | | | | | 様式12 |
| | ` ' | | | | , | | | | | | | |
| 3 | ۲ | ラ作成関係 | 医畫類 | | | | | | | | | |
| | (1) | <u>ファススス</u> ビラ作成 | | 出建 | | | | | | | | 様式13 |
| | (2) | ビラ作成 | | | | | | | | | | 様式14 |
| | (3) | ビラ作成 | | | | | | | | | | 様式15 |
| | | | | | | | | | | | | |
| | (4) | ビラ作成 | | | | | | | | | | 様式16 |
| | (5) | 請求書(| ヒフの | 作成) | | | | | | | | 様式17 |
| | | | | | | | _ | | | | | |
| 4 | | <u>拳事務所</u> | | | | | | | | | | |
| | (1) | 選挙事務 | 所用立 | 札• 1 | 看板作 原 | 戈契約 |]届出書 | 書 | | | | 様式18 |
| | (2) | 選挙事務 | 所用立 | 札 • 1 | 看板作 原 | 戈数 確 | 認申記 | 清書 | | | | 様式19 |
| | (3) | 選挙事務 | 所用立 | 札・オ | 看板作 质 | 戈数 確 | 認書 | | | | | 様式20 |
| | (4) | 選挙事務 | | | | | | | | | | 様式21 |
| | (5) | 請求書(| | | | | | | | | | 様式22 |
| | (0) | | \ <u>\</u> | 323 771 7 | 13 10 | | () | ~ / | | | | 1112022 |
| 5 | Á | 動車等取 | 付田立ま | : | 坂作成 | 朗 伭 : | 主 粘 | | | | | |
| J | <u> </u> | 自動車等 | | | | | | 山 | | | | 様式23 |
| | | | | | | | | | | | | |
| | (2) | 自動車等 | | | | | | | | | | 様式24 |
| | (3) | 自動車等 | | | | | | | | | | 様式25 |
| | (4) | 自動車等 | | | | | | | | | | 様式26 |
| | (5) | 請求書(| (自動車 | 等取信 | 寸用立木 | し・看 | ∜板のイ | 作成) | | | | 様式27 |
| | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 個 | 人演説会 | | | | | | | | | | |
| | (1) | 個人演説 | | | | | | | | | | 様式28 |
| | (2) | 個人演説 | 会場用 | 立札 | ▪看板化 | F成数 | 確認 | 申請書 | : - | | | 様式29 |
| | (3) | 個人演説 | 会場用 | 立札 | • 看板化 | F成数 | 確認 | 書 | | | | 様式30 |
| | (4) | 個人演説 | | | | | | | | | | 様式31 |
| | (5) | 請求書(| | | | | | 乍成) | | | | 様式32 |
| | (0) | | (11117) | шид | <i>9</i> 1713 <u>—</u> 1 | U H | 1/2 02 1 | 17207 | | | | N 2002 |
| | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 1 ° | フタール・ | ポリケ゠ | 1 米五 | | | | | | | | |
| / | | スター作り | | | ⊥ ≢ | | | | | | | +¥ -1: 0.0 |
| | (1) | ポスター | | | | | | | | | | 様式33 |
| | (2) | ポスター | | | | | | | | | | 様式34 |
| | (3) | ポスター | | | 忍書 | | | | | | | 様式35 |
| | (4) | ポスター | | | | | | | | | | 様式36 |
| | (5) | 請求書(| (ポスタ | 一の作 | 乍成) | | | | | | | 様式37 |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 各 | 種契約書 | 列 | | | | | | | | | |
| 8 | 各 (1) | 種契約書作 運送契約 | | 一般: | 軍送契約 | 5用) | | | | | | 別紙 1 |

| (3) | 選挙運動用自動車燃料供給契約書例(燃料供給の契約用) | 別紙 3 |
|------|----------------------------|------|
| (4) | 自動車運転契約書例(運転手の雇用契約用) | 別紙 4 |
| (5) | 選挙運動用通常葉書作成契約書例 | 別紙 5 |
| (6) | 選挙運動用ビラ作成契約書例 | 別紙6 |
| (7) | 選挙事務所用立札・看板作成契約書例 | 別紙フ |
| (8) | 選挙運動用自動車等取付用立札·看板作成契約書例 | 別紙8 |
| (9) | 個人演説会場用立札・看板作成契約書例 | 別紙 9 |
| (10) | 選挙運動用ポスター作成契約書例 | 別紙10 |

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和6年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 德 殿

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者氏名

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合

| 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名 | 契 約 運送契約期間 | 内 容 運送契約金額 | 備 | 考 |
|----------|---|------------|------------|---|---|
| 令和6年 月 日 | | | 円 | | |

2 1に掲げる場合以外の場合

| 項目 | 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあ | 契 約 | 内 容 | 備考 |
|------------|---------|-----------------------------|--------|------|----|
| 区分 | | ってはその代表者の氏名 | 借入れ期間等 | 契約金額 | ᄱ |
| 自動車の借入れ | 令和6年月日 | | | 円 | |
| 運転手の 雇用 | 令和6年月 日 | | | Ħ | |
| 燃料代 | 令和6年月日 | | | 円 | |

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、 「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料供給期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、2の「契約内容」欄の「契約金額」に契約単価を、「備考」欄に燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合には、本人確認書類の提示又は提出を、代理人が届け出る場合には、 委任状の提示又は提出及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の 署名や記名押印がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用自動車使用証明書

(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。 令和6年 月 日

> 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者氏名

記

| 運送等契約区分(該当するに〇をしてください。) | る方の番号 | | | 月旅客自動車運送事 運送契約による場合 | 2 左に排 合以タ | 引げる場 トの場合 |
|---|--------|--------------------|---|------------------------|--------------|--------------|
| 運送事業者等の氏名又は名 及び住所並びに法人にあっ はその代表者の氏名 | って 氏名5 | 所 スは名称 者 氏 名 | | | | |
| 車種及び自動車登録番号 | 運送等 | 等年月日 | | 運送等金額 | 備 | 考 |
| | 令和6年 | 月 | 日 | 円 | | |
| | 令和6年 | 月 | 日 | 円 | | |

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運 送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が、青森県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、青森県に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合

64,500円

(2) (1) 以外の場合

16.100円

- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の 1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、 公費負担の対象となるのは、候補者の指定する一の契約に限られますので、その指定した一 の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指 定する1台に限られていますので、その指定した1台のみについて記載してください。
- 7 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、青森県に支払を請求することはできません。
- 8 上記の表中、記載欄に不足を生じる場合は、備考欄に「別紙のとおり」と記入のうえ、別 紙に記載し、この証明書を添付してください。

請 **求 書** (選挙運動用自動車の使用)

令和6年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名 電話番号

公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和6年10月27日執行衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号(普通、当座の別)

| 金 | 融材 | 機関 | 名 | 本 | • | 支 | 店 | 名 | - |
|----|-----|-------|-----|------|---|---|---|----|---|
| 金融 | ₹機▮ | 関コー | - F | 支 | 店 | ⊐ | _ | 7, | |
| 預 | 金 | 種 | 別 | П | 座 | | 番 | 号 | |
| ふ | IJ | が | な | | | | | | |
| | J. | 垄 | 名 | | | | | | |

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、青森県に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等(法人の場合は代表者)本人が提出する場合には、本人確認書類の提示又は提出を、代理人が提出する場合には、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人の場合は代表者)本人の署名や記名押印がある場合はこの限りではありません。

請 **求 内 訳 書** (一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

| 使月 | 月年月 | 目 | | 運送金額(イ) | | 基準限度額(口) | 請求金額 | 備考 |
|------|-----|---|---|------------|---|----------|------|----|
| 令和6年 | 月 | 日 | (|) 円 × 1 台= | Ħ | 64, 500円 | 田 | |
| 令和6年 | 月 | 日 | (|)円×1台= | Ħ | 64, 500円 | H | |
| 令和6年 | 月 | 日 | (|)用×1台= | Ħ | 64, 500円 | Ħ | |
| 令和6年 | 月 | 日 | (|)用×1台= | Ħ | 64, 500円 | Ħ | |
| 令和6年 | 月 | 日 | (|)用×1台= | Ħ | 64, 500円 | H | |
| 令和6年 | 月 | 日 | (|)用×1台= | Ħ | 64, 500円 | 円 | |
| 令和6年 | 月 | 日 | (|) 円 × 1 台= | Ħ | 64, 500円 | 田 | |
| 令和6年 | 月 | 日 | (|)用×1台= | Ħ | 64, 500円 | 田 | |
| 令和6年 | 月 | 日 | (|) 円 × 1 台= | Ħ | 64, 500円 | 田 | |
| 令和6年 | 月 | 日 | (|) 円 × 1 台= | Ħ | 64, 500円 | 田 | |
| 令和6年 | 月 | 日 | (|)用×1台= | Ħ | 64, 500円 | 円 | |
| 令和6年 | 月 | 日 | (|)用×1台= | Ħ | 64, 500円 | 田 | |
| | 計 | | | | | | 円 | |

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

1 自動車の借入れ

| 使月 | 月年月 | 月日 | | 借入れ金額(イ) | | 基準限度額(口) | 請求金額 | 備考 |
|------|-----|----|---|------------|---|----------|------|----|
| 令和6年 | 月 | 日 | (|) 円 × 1 台= | Ħ | 16, 100円 | 円 | |
| 令和6年 | 月 | 日 | (|) 円 × 1 台= | Ħ | 16, 100円 | 田 | |
| 令和6年 | 月 | 日 | (|) 円 × 1 台= | Ħ | 16, 100円 | 田 | |
| 令和6年 | 月 | 日 | (|) 円 × 1 台= | Ħ | 16, 100円 | 田 | |
| 令和6年 | 月 | 日 | (|) 円 × 1 台= | Ħ | 16, 100円 | 田 | |
| 令和6年 | 月 | 日 | (|) 円 × 1 台= | Ħ | 16, 100円 | 円 | |
| 令和6年 | 月 | 日 | (|) 円 × 1 台= | Ħ | 16, 100円 | Ħ | |
| 令和6年 | 月 | 日 | (|) 円 × 1 台= | Ħ | 16, 100円 | Ħ | |
| 令和6年 | 月 | 日 | (|) 円 × 1 台= | Ħ | 16, 100円 | 田 | |
| 令和6年 | 月 | 日 | (|) 円 × 1 台= | Ħ | 16, 100円 | 田 | |
| 令和6年 | 月 | 日 | (|) 円 × 1 台= | Ħ | 16, 100円 | H | |
| 令和6年 | 月 | 日 | (|) 円 × 1 台= | Ħ | 16, 100円 | H | |
| | 計 | | | | | | 円 | |

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

2 燃料代

| 販売 | 年月 | B | 燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号 | | 販売: | 金額(イ) | | 基準限度額 (D) | 請求金額 | 備考 |
|------|----|---|-----------------------------------|---|--------|------------|---|--------------|------|----|
| 令和6年 | 月 | 日 | | (|) 用x (|) | Ħ | | | |
| 令和6年 | 月 | 日 | | (|) 円x (|) パル= | Ħ | | | |
| 令和6年 | 月 | 日 | | (|) 円x (|) パル= | Ħ | | | |
| 令和6年 | 月 | 日 | | (|) 円x (|) パル= | Ħ | | | |
| 令和6年 | 月 | 日 | | (|) 円x (|) ¦ぇ= | Ħ | | | |
| 令和6年 | 月 | 日 | | (|) 円x (|) パル= | Ħ | | | |
| 令和6年 | 月 | 日 | | (|) 円x (|) パル= | Ħ | | | |
| 令和6年 | 月 | 日 | | (|) 円x (|) ¦ぇ= | Ħ | | | |
| 令和6年 | 月 | 日 | | (|) 円x (|) ¦ぇ= | Ħ | | | |
| 令和6年 | 月 | 日 | | (|) 円x (|) | Ħ | | | |
| 令和6年 | 月 | 日 | | (|) 円x (|) ╎;;= | Ħ | | | |
| 令和6年 | 月 | 日 | | (|) 円x (|) | Ħ | | | |
| 令和6年 | 月 | 日 | | (|) 円× (|) パル= | Ħ | | | |
| 令和6年 | 月 | 日 | | (|) 円x (|) パル= | Ħ | | | |
| 令和6年 | 月 | 日 | | (|) 円x (|) パル= | Ħ | | | |
| 令和6年 | 月 | 日 | | (|) 用x (|) パル= | Ħ | | | |
| 令和6年 | 月 | 日 | | (|) 用x (|) ¦゙゚゚゚゚ = | Ħ | | | |
| 令和6年 | 月 | 日 | | (|) 用x (|) パポ= | Ħ | | | |
| | 計 | | | | | | 円 | 円 | 円 | |

- 1 基準限度額(中の計の欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 請求金額の計の欄には、販売金額(イ)の計の欄又は基準限度額(ロ)の計の欄のうちいずれか 少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料 の供給を受けた日ごとに記載してください。

3 運転手

| 雇用年 | ₣月日 | 報 | 酬(亻) | 基準限度額(口) | 請求金額 | 備考 |
|-----------------|-----|---|------|----------|------|----|
| 令和6年 月 | 日 | | 円 | 12,500円 | H | |
| 令和6年 月 | 日 | | 円 | 12,500円 | H | |
| 令和6年 月 | 日 | | 円 | 12,500円 | H | |
| 令和6年 月 | 日 | | 円 | 12,500円 | H | |
| 令和6年 月 | 日 | | 円 | 12,500円 | 田 | |
| 令和 6 年 月 | 日 | | 円 | 12,500円 | H | |
| 令和6年 月 | 日 | | 円 | 12,500円 | 田 | |
| 令和6年 月 | 日 | | 円 | 12,500円 | 田 | |
| 令和 6 年 月 | 日 | | 円 | 12,500円 | H | |
| 令和6年 月 | 日 | | 円 | 12,500円 | 田 | |
| 令和6年 月 | 日 | | 円 | 12,500円 | 円 | |
| 令和6年 月 | 日 | | 円 | 12,500円 | 田 | |
| Ē | † | | | | 円 | |

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

自動車燃料代確認申請書

令和6年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳 殿

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者氏名

次の自動車燃料代につき、公職選挙法施行令第109条の4第2項第2号ロの規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和6年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (1) 住 所
 - (2) 氏名又は名称
 - (3) 代表者氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
- 4 確認申請金額 円

| 区 | 分 | 購 | 入 | 金 | 額 | | 左のうち確認済又は確認申請金額 |
|--------|----------|---|---|---|---|---|-----------------|
| 前回までの累 | 積金額(a) | | | | | 田 | Ħ |
| 今回の購入 | 金額(b) | | | | | 円 | Ħ |
| 燃料代計(| a) + (b) | | | | | 円 | H |
| 備 | 考 | | | | | | |

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から青森県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載され た選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してく ださい。
- 5 候補者本人が提出する場合には、本人確認書類の提示又は提出を、代理人が提出する場合には、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名や記名押印がある場合はこの限りではありません。

自動車燃料代確認書

公職選挙法施行令第109条の4第2項第2号ロの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号口に定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和6年 月 日

青森県選挙管理委員会 委員長 畑 井 義 徳 印

記

- 1 令和6年10月27日執行衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
- 4 確認金額

円

備老

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、 青森県に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書

(燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和6年 月 日

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

記

| 燃料供給業 及び住所並 はその代表 | 養者の氏 をびに注 を者の氏 | た名 又 法人に そ名 | は名称 あって | 住 氏名又は 代 表 者 | 所 (名称 氏 名 | | |
|-------------------------|----------------------|-------------------|--------------|------------------------|-----------------|--------|----|
| 燃料供約 | 合年月日 | 3 | 燃け自登 料た動発 | 供給を受 学運動用 の 号 | 燃料供給量 | 燃料供給金額 | 備考 |
| 令和6年 | 月 | 日 | | | リッ トル | Ħ | |
| 令和6年 | 月 | 日 | | | リットル | Ħ | |
| 令和6年 | 月 | 日 | | | リットル | Ħ | |
| 令和6年 | 月 | 日 | | | リットル | Ħ | |
| 令和6年 | 月 | П | | | リットル | Ħ | |
| 令和6年 | 月 | 日 | _ | | リットル | H | |
| 令和6年 | 月 | 日 | | | リットル | 円 | |

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び 「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給業者が青森県に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書 に添付してください。
- 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、青森県に支払を請求することはできません。
- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 7 上記の表中、記載欄に不足を生じる場合には、備考欄に「別紙のとおり」と記入のうえ、 別紙に記載し、この証明書に添付してください。

選挙運動用自動車使用証明書

(運 転 手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和6年 月 日

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

記

| 運転 | 手の | 氏名 | 及び | 住所 | | | | | | |
|----|----|----|----|----|---|---|---|---|---|---|
| 雇 | 用 | 年 | 月 | 日 | 報 | 酬 | の | 額 | 備 | 考 |
| 令和 | 6年 | | 月 | 日 | | | | 円 | | |
| 令和 | 6年 | | 月 | 日 | | | | 円 | | |
| 令和 | 6年 | | 月 | 日 | | | | 円 | | |
| 令和 | 6年 | | 月 | 日 | | | | 円 | | |
| 令和 | 6年 | | 月 | 日 | | | | 円 | | |
| 令和 | 6年 | | 月 | 日 | | | | 円 | | |
| 令和 | 6年 | | 月 | 日 | | | | 円 | | |
| 令和 | 6年 | | 月 | 日 | | | | 円 | | |
| 令和 | 6年 | | 月 | 日 | | | | 円 | | |
| 令和 | 6年 | | 月 | 日 | | | | 円 | | |
| 令和 | 6年 | | 月 | 日 | | | | 円 | | |
| 令和 | 6年 | | 月 | 日 | | | | 円 | | |

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに 記載してください。
- 3 運転手が青森県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、青森県に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 6 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担 の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定した 1 人のみについ て記載してください。
- 7 候補者の指定した運転手以外の運転手は、青森県に支払を請求することはできません。
- 8 上記の表中、記載欄に不足を生じる場合には、備考欄に「別紙のとおり」と記入の上、別紙に記載し、この証明書に添付してください。

通常葉書作成契約届出書

令和6年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳 殿

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

次のとおり通常葉書の作成契約を締結したので届け出ます。

記

| 契 約 年 月 日 | 契約の相手方の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名 | 契 約 作成契約枚数 | 内 容 作成契約金額 | 備 考 |
|-----------|---|------------|------------|-----|
| 令和6年 月 日 | | 枚 | H | |

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合には、本人確認書類の提示又は提出を、代理人が届け出る場合には、 委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、 候補者本人の署名や記名押印がある場合はこの限りではありません。

通常葉書作成枚数確認申請書

令和6年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳 殿

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

次の通常葉書作成枚数につき、公職選挙法施行令第109条の7第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和6年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (1) 住 所
 - (2) 氏名又は名称
 - (3) 代表者氏名
- 3 確認申請枚数 枚

| 区 分 | 作成枚数 | 左のうち確認済又は確認申請枚数 |
|---------------------|------|-----------------|
| 前回までの累積枚数(a) | 枚 | 枚 |
| 今回の枚数(b) | 枚 | 枚 |
| 枚 数 計 (a) + (b) | 枚 | 枚 |
| 備考 | | |

- 1 この申請書は、通常葉書作成業者ごとに別々に候補者から青森県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、通常葉書作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるため のものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他の通常葉書作成業者によって作成された枚数をも含めて 記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合には、本人確認書類の提示又は提出を、代理人が提出する場合には、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名や記名押印がある場合はこの限りではありません。

通常葉書作成枚数確認書

公職選挙法施行令第109条の7第2項の規定に基づき、次の通常葉書作成枚数は、公職選挙法第142条第1項に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和6年 月 日

青森県選挙管理委員会 委員長 畑 井 義 徳 印

記

- 1 令和6年10月27日執行衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数

枚

- 1 この確認書は、通常葉書作成枚数について確認を受けた候補者から通常葉書作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した通常葉書作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、通常葉書作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、通常葉書作成業者は、青森県に支払を請求することはできません。

通常葉書作成証明書

次のとおり通常葉書を作成したものであることを証明します。

令和6年 月 日

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

記

| 通常葉書作り名称及び住うってはそのか | 所並び | に法人 | 人にあ | 住 所 氏名又は名称 代表者氏名 | |
|--------------------|-----|-----|-----|------------------------|---|
| • | 作 | 成 | 枚 | 数 | 枚 |
| • | 作 | 成 | 金 | 額 | H |
| 1 | 備 | | | 考 | |

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、通常葉書作成業者ごとに別々に作成し、候補者から通常葉書作成業者に提出してください。
- 2 通常葉書作成業者が青森県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、通常葉書作成業者は、 青森県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚 数 35,000枚
 - (2) 限度額 7.95円(単価)×当該作成枚数=限度額

請 求 書 (通常葉書の作成)

令和6年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名 電話番号

公職選挙法施行令第109条の7第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別記請求内訳書のとおり
- 3 令和6年10月27日執行衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号(普通、当座の別)

| 金 | 融格 | 幾関 | 名 | 本 | • | 支 | 店 | 名 | |
|----|------|---------|----|------|---|---|---|---|--|
| 金属 | 蚀機関 | 月コー | ード | 支 | 店 | ⊐ | _ | ド | |
| 預 | 金 | 種 | 別 | П | 座 | | 番 | 号 | |
| ふ | Ŋ | が | な | | | | | | |
| | | <u></u> | 名 | | | | | | |

別記請求内訳書

| | | 作 | 成 | 金 | 額 | | 基準限度額 | | | | | 請求金額 | | | | | 備考 | | |
|---|-----------------------------------|---|---|---|---|--------|---------|-----|-----------|--|---|---------------------------|--|---|---------|---------------|-------------------|--|--|
| È | 単 価 枚 数 金 額 (A) × (B) = (C) | | | | | | 単 (D | 価)) | 価 枚 数 (E) | | | 金 額 (D) x (E) = (F) | | 価 | 枚 (H | 数) | 金 (G) x (I) | | |
| | 円 杉 | | 枚 | | 円 | 7. 95円 | | 枚 | | | 円 | 円 | | 枚 | | | 円 | | |

- 1 この請求書は、候補者から受領した通常葉書作成枚数確認書及び通常葉書作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 候補者が供託物を没収された場合には、青森県に支払を請求をすることはできません。
- 6 契約業者等(法人の場合は代表者)本人が提出する場合には、本人確認書類の提示又は提出を、代理人が提出する場合には、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の 提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人の場合は代表者)本人の署名や 記名押印がある場合はこの限りではありません。

ビラ作成契約届出書

令和6年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳 殿

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

記

| 契約年月日 称及征 | の相手方の氏名又は名 び住所並びに法人にあ - はその代表者の氏名 | 契 約 ———— 作成契約枚数 | 内 容 作成契約金額 | 備 | 考 |
|-----------|---|-----------------------|------------|---|---|
| 令和6年 月 日 | | 枚 | H | | |

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合には、本人確認書類の提示又は提出を、代理人が届け出る場合には、 委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、 候補者本人の署名や記名押印がある場合はこの限りではありません。

ビラ作成枚数確認申請書

令和6年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳 殿

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

次のビラ作成枚数につき、公職選挙法施行令第109条の8において準用する第109条の7第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和6年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (1) 住 所
 - (2) 氏名又は名称
 - (3) 代表者氏名
- 3 確認申請枚数 枚

| 区 分 | 作成枚数 | 左のうち確認済又は確認申請枚数 |
|---------------------|------|-----------------|
| 前回までの累積枚数(a) | 枚 | 枚 |
| 今回の枚数(b) | 枚 | 枚 |
| 枚 数 計 (a) + (b) | 枚 | 枚 |
| 備考 | | |

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から青森県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのも のです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載 してください。
- 4 候補者本人が提出する場合には、本人確認書類の提示又は提出を、代理人が提出する場合には、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名や記名押印がある場合はこの限りではありません。

ビラ作成枚数確認書

公職選挙法施行令第109条の8において準用する第109条の7第2項の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、公職選挙法第142条第1項に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和6年 月 日

青森県選挙管理委員会 委員長 畑 井 義 德 印

記

- 1 令和6年10月27日執行衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数

枚

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、 青森県に支払を請求することはできません。

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

令和6年 月 H

> 令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

記

| ビラ作成業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名 | 住 所 氏名又は名称 代表者氏名 |
|---|------------------------|
| 作 成 枚 | 数 |
| 作 成 金 | 額 円 |
| 備 | 考 |

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビ ラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が青森県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、青 森県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の 限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚 数 70,000枚
 - (2) 限度額
 - イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 7.73円(単価)×当該作成枚数=限度額
 - ロ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

単価×当該作成枚数=限度額

当該作成枚数

請 **求 書** (ビ ラ の 作 成)

令和6年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名 電話番号

公職選挙法施行令第109条の8において準用する第109条の7第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額

円

- 2 内訳 別記請求内訳書のとおり
- 3 令和6年10月27日執行衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号(普通、当座の別)

| 金 | 融 | 機関 | 名 | 本 | • | 支 | 店 | 名 | |
|----|-----|--------|----|------|---|---|---|----|--|
| 金属 | 融 機 | 関コー | ード | 支 | 店 | ⊐ | _ | 7, | |
| 預 | 金 | 種 | 別 | П | 座 | | 番 | 号 | |
| ふ | IJ | が | な | | | | | | |
| П | J | · 座 | 名 | | | | | | |

別記請求内訳書

| | 作 | 成 | 金 | 額 | | 基準限度額 | | | | 請求金額 | | | | | 備考 | | |
|----------|---|----------|----|-----------------|------------------|---------|----|---------|----|------------------|---------|----|---------|--------|-------------------|---|--|
| 単 (A) | 価 | 枚 (B) | 数) | 金 (A)× (C | 額 ((B)= C) | 単 (D | 価) | 枚 (E | 数) | 額 ×(E)= F) | 単 (G | 価) | 枚 (H | 数) | 金 (G) x (I) | | |
| | 円 | | 枚 | | 円 | | 円 | | 枚 | 円 | | 円 | | 枚 | | 円 | |

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。
- 3 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
 - (1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 7.73円
 - (2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

386,500円+5.18円×(当該作成枚数-50,000)

当該作成枚数

・・・1 銭未満の端数は切上げ

- 4 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 5 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 6 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 7 候補者が供託物を没収された場合には、青森県に支払を請求することはできません。
- 8 契約業者等(法人の場合は代表者)本人が提出する場合には、本人確認書類の提示又は提出 を、代理人が提出する場合には、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示 又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人の場合は代表者)本人の署名や記名押 印がある場合はこの限りではありません。

選挙事務所用立札·看板作成契約届出書

令和6年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳 殿

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

次のとおり選挙事務所用立札・看板の作成契約を締結したので届け出ます。

記

| 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名 | 契 約 | 内 容 | 備考 |
|----------|--------------|-------|--------|-------|
| 关机并为口 | ってはその代表者の氏名 | 作成契約数 | 作成契約金額 | V⊞ ~⊃ |
| 令和6年 月 日 | | | Ħ | |
| | | | | |
| | | | | |

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合には、本人確認書類の提示又は提出を、代理人が届け出る場合には、 委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、 候補者本人の署名や記名押印がある場合はこの限りではありません。

選挙事務所用立札・看板作成数確認申請書

令和6年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳 殿

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

次の選挙事務所用立札・看板作成数につき、公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和6年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (1) 住 所
 - (2) 氏名又は名称
 - (3) 代表者氏名
- 3 確認申請数

| 区 | 分 | 作 | 成 | 数 | 左のうち確認済又は確認申請数 |
|---------|-------|---|---|---|----------------|
| 前回までの累積 | 養数(a) | | | | |
| 今回の数 | (b) | | | | |
| 計 (a)+ | (b) | | | | |
| 備 | 考 | | | | |

- 1 この申請書は、立札・看板作成業者ごとに別々に候補者から青森県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙事務所用立札・看板作成数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積数」には、他の立札・看板作成業者によって作成された数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合には、本人確認書類の提示又は提出を、代理人が提出する場合 には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。 ただし、候補者本人の署名や記名押印がある場合はこの限りではありません。

選挙事務所用立札・看板作成数確認書

公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定に基づき、次の選挙事務所用立札・看板作成数は、同項に定める数の範囲内のものであることを確認する。

令和6年 月 日

青森県選挙管理委員会 委員長 畑 井 義 德 印

記

- 1 令和6年10月27日執行衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区
- 2 候補者の氏名
- 3 確 認 数

- 1 この確認書は、選挙事務所用立札・看板作成数について確認を受けた候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した立札・看板作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙事務所用立札・看板作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業 者は、青森県に支払を請求することはできません。

選挙事務所用立札 · 看板作成証明書

次のとおり選挙事務所用立札・看板を作成したものであることを証明します。

令和6年 月 日

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

記

| 立札・看板作成業者の氏名又 は名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名 | 住 所 氏名又は名称 代表者氏名 |
|--|------------------------|
| 作 成 | 数 |
| 作 成 金 | 額 |
| 備 | 考 |

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 立札・看板作成業者が青森県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者 は、青森県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1)数3
 - (2) 限度額

56,613円×確認された作成数

請求書

(選挙事務所用立札・看板の作成)

令和6年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名 電話番号

公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額

- 円
- 2 内訳 別記請求内訳書のとおり
- 3 令和6年10月27日執行衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号(普通、当座の別)

| 金 | 融 | 機 | 割 4 | 2 | 本 | • | 支 | 店 | 名 | |
|----|----|----|------------|-------|------|---|---|---|---|--|
| 金鬲 | 触機 | 関コ | — 1 | Τ, | 支 | 店 | ⊐ | _ | ド | |
| 預 | 金 | 種 | 5 | 訓 | П | 座 | | 番 | 号 | |
| ふ | IJ | が | 1, | ば | | | | | | |
| | | 座 | 1 | 古 | | | | | | |

別記請求内訳書

| 作 | 成 金 | 額 | 基 | 準 限 | 度額 | 請 | 求金 | 額 | 備考 |
|-----|-----|----------------|--------------|-----|-------------------|-----|-----|-------------------|----|
| 単価 | 数 | 金額 (A)×(B)= | 単価 | 数 | 金額 (D) x (E) = | 単価 | 数 | 金額 (G) x (H) = | |
| (A) | (B) | (C) | (D) | (E) | (F) | (G) | (H) | (1) | |
| Ħ | | 円 | 円 56, 613 | | 円 | 円 | | 円 | |

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙事務所用立札・看板作成数確認書及び選挙事務所用 立札・看板作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 (E)欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
- 3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の数を記載してください。
- 5 候補者が供託物を没収された場合には、青森県に支払を請求することはできません。
- 6 契約業者等(法人の場合は代表者)本人が提出する場合には、本人確認書類の提示又は提出 を、代理人が提出する場合には、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示 又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人の場合は代表者)本人の署名や記名押 印がある場合はこの限りではありません。

自動車等取付用立札·看板作成契約届出書

令和6年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳 殿

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

次のとおり自動車等取付用立札・看板の作成契約を締結したので届け出ます。

記

| 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名 | 契 約 作成契約数 | 内 容 作成契約金額 | 備 | 考 |
|----------|---|-----------|------------|---|---|
| 令和6年 月 日 | | | H | | |

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合には、本人確認書類の提示又は提出を、代理人が届け出る場合には、 委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、 候補者本人の署名や記名押印がある場合はこの限りではありません。

自動車等取付用立札・看板作成数確認申請書

令和6年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳 殿

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

次の自動車等取付用立札・看板作成数につき、公職選挙法施行令第110条の3において準用する第110条の2第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和6年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (1) 住 所
 - (2) 氏名又は名称
 - (3) 代表者氏名
- 3 確認申請数

| 区 | 分 | 作 | 成 | 数 | 左のうち確認済又は確認申請数 |
|---------|-------|---|---|---|----------------|
| 前回までの累積 | 養数(a) | | | | |
| 今回の数 | (b) | | | | |
| 計 (a)+ | - (b) | | | | |
| 備 | 考 | | | | |

- 1 この申請書は、立札・看板作成業者ごとに別々に候補者から青森県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、自動車等取付用立札・看板作成数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積数」には、他の立札・看板作成業者によって作成された数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合には、本人確認書類の提示又は提出を、代理人が提出する場合 には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。 ただし、候補者本人の署名や記名押印がある場合はこの限りではありません。

自動車等取付用立札・看板作成数確認書

公職選挙法施行令第110条の3において準用する第110条の2第2項の規定に基づき、次の自動車等取付用立札・看板作成数は、同項に定める数の範囲内のものであることを確認する。

令和6年 月 日

青森県選挙管理委員会 委員長 畑 井 義 德 印

記

- 1 令和6年10月27日執行衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区
- 2 候補者の氏名
- 3 確 認 数

- 1 この確認書は、自動車等取付用立札・看板作成数について確認を受けた候補者から立札・ 看板作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した立札・看板作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、自動車 等取付用立札・看板作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業 者は、青森県に支払を請求することはできません。

自動車等取付用立札・看板作成証明書

次のとおり自動車等取付用立札・看板を作成したものであることを証明します。

令和6年 月 日

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

記

| 立札・看板作成業者の氏名又 は名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名 | 住 所 氏名又は名称 代表者氏名 |
|--|------------------------|
| 作 成 | 数 |
| 作 成 金 | 額 |
| 備 | 考 |

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者 から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 立札・看板作成業者が青森県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してく ださい。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者 は、青森県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 数 4
 - (2) 限度額 53,601円×確認された作成数

請求書

(自動車等取付用立札・看板の作成)

令和6年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名 電話番号

公職選挙法施行令第110条の3において準用する第110条の2第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別記請求内訳書のとおり
- 3 令和6年10月27日執行衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号(普通、当座の別)

| 金 | 融格 | 幾関 | 名 | 本 | • | 支 | 店 | 名 | |
|----|------|---------|----|------|---|---|---|---|--|
| 金属 | 蚀機関 | 月コー | ード | 支 | 店 | ⊐ | _ | ド | |
| 預 | 金 | 種 | 別 | П | 座 | | 番 | 号 | |
| ふ | Ŋ | が | な | | | | | | |
| | | <u></u> | 名 | | | | | | |

別記請求内訳書

| 作 | 成 金 | 額 | 基 | 準 限 | 度額 | 請 | 求金 | 額 | 備考 |
|-----|-----|-----------------|--------------|-----|----------------|-----|-----|-------------------|----|
| 単 価 | 数 | 金 額 (A)×(B)= | 単価 | 数 | 金額 (D)×(E)= | 単 価 | 数 | 金額 (G) x (H) = | |
| (A) | (B) | (C) | (D) | (E) | (F) | (G) | (H) | (1) | |
| Ħ | | 円 | 円 53, 601 | | 円 | 円 | | 円 | |

- 1 この請求書は、候補者から受領した自動車等取付用立札・看板作成数確認書及び自動車等 取付用立札・看板作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 (E)欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
- 3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の数を記載してください。
- 5 候補者が供託物を没収された場合には、青森県に支払を請求することはできません。
- 6 契約業者等(法人の場合は代表者)本人が提出する場合には、本人確認書類の提示又は提出を、代理人が提出する場合には、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の 提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人の場合は代表者)本人の署名や 記名押印がある場合はこの限りではありません。

個人演説会場用立札·看板作成契約届出書

令和6年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳 殿

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

次のとおり個人演説会場用立札・看板の作成契約を締結したので届け出ます。

記

| 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名 | 契 約 作成契約数 | 内 容 作成契約金額 | 備 | 考 |
|----------|---|-----------|------------|---|---|
| 令和6年 月 日 | | | H | | |

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合には、本人確認書類の提示又は提出を、代理人が届け出る場合には、 委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、 候補者本人の署名や記名押印がある場合はこの限りではありません。

個人演説会場用立札 · 看板作成数確認申請書

令和6年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳 殿

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

次の個人演説会場用立札・看板作成数につき、公職選挙法施行令第125条の3において準用する第110条の2第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和6年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (1) 住 所
 - (2) 氏名又は名称
 - (3) 代表者氏名
- 3 確認申請数

| 区 | 分 | 作 | 成 | 数 | 左のうち確認済又は確認申請数 |
|---------------|----------|---|---|---|----------------|
| 前回まで <i>の</i> |)累積数(a) | | | | |
| 今回の | 数 (b) | | | | |
| 計 (a | a) + (b) | | | | |
| 備 | 考 | | | | |

- 1 この申請書は、立札・看板作成業者ごとに別々に候補者から青森県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、個人演説会場用立札・看板作成数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積数」には、他の立札・看板作成業者によって作成された数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合には、本人確認書類の提示又は提出を、代理人が提出する場合 には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。 ただし、候補者本人の署名や記名押印がある場合はこの限りではありません。

個人演説会場用立札 · 看板作成数確認書

公職選挙法施行令第125条の3において準用する第110条の2第2項の規定に基づき、次の個人演説会場用立札・看板作成数は、同項に定める数の範囲内のものであることを確認する。

令和6年 月 日

青森県選挙管理委員会 委員長 畑 井 義 德 印

記

- 1 令和6年10月27日執行衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区
- 2 候補者の氏名
- 3 確 認 数

- 1 この確認書は、個人演説会場用立札・看板作成数について確認を受けた候補者から立札・ 看板作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した立札・看板作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、個人演 説会場用立札・看板作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業 者は、青森県に支払を請求することはできません。

個人演説会場用立札 · 看板作成証明書

次のとおり個人演説会場用立札・看板を作成したものであることを証明します。

令和6年 月 日

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

記

| 立札・看板作成業者の氏名又 は名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名 | 住 所 氏名又は名称 代表者氏名 |
|--|------------------------|
| 作 成 | 数 |
| 作 成 金 | 額 |
| 備 | 考 |

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者 から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 立札・看板作成業者が青森県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してく ださい。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者 は、青森県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 数 5
 - (2) 限度額

40.954円×確認された作成数

請求書

(個人演説会場用立札・看板の作成)

令和6年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名 電話番号

公職選挙法施行令第125条の3において準用する第110条の2第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別記請求内訳書のとおり
- 3 令和6年10月27日執行衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号(普通、当座の別)

| 金 | 融格 | 幾関 | 名 | 本 | - | 支 | 店 | 名 | |
|----|------|---------|----|------|---|---|---|---|--|
| 金属 | 蚀機関 | 月コー | ード | 支 | 店 | ⊐ | _ | T | |
| 預 | 金 | 種 | 別 | П | 座 | | 番 | 号 | |
| ふ | Ŋ | が | な | | | | | | |
| | | <u></u> | 名 | | | | | | |

別記請求内訳書

| 作 | 成 金 | 額 | 基 | 準 限 | 度額 | 請 | 求金 | 額 | 備考 |
|-----|-----|-----------------|--------------|-----|----------------|-----|-----|----------------|----|
| 単 価 | 数 | 金 額 (A)×(B)= | 単 価 | 数 | 金額 (D)×(E)= | 単 価 | 数 | 金額 (G)×(H)= | |
| (A) | (B) | (C) | (D) | (E) | (F) | (G) | (H) | (1) | |
| Ħ | | 円 | 円 40, 954 | | 円 | 円 | | 円 | |

- 1 この請求書は、候補者から受領した個人演説会場用立札・看板作成数確認書及び個人演説 会場用立札・看板作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 (E)欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
- 3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の数を記載してください。
- 5 候補者が供託物を没収された場合には、青森県に支払を請求することはできません。
- 6 契約業者等(法人の場合は代表者)本人が提出する場合には、本人確認書類の提示又は提出を、代理人が提出する場合には、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の 提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人の場合は代表者)本人の署名や 記名押印がある場合はこの限りではありません。

ポスター作成契約届出書

令和6年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳 殿

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

記

| | 契約の相手方の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあ | 契約 | 内 容 | 備 | 考 |
|----------|------------------------------|--------|--------|----|---|
| , | ってはその代表者の氏名 | 作成契約枚数 | 作成契約金額 | mu | |
| 令和6年 月 日 | | 枚 | 円 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合には、本人確認書類の提示又は提出を、代理人が届け出る場合には、 委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、 候補者本人の署名や記名押印がある場合はこの限りではありません。

ポスター作成枚数確認申請書

令和6年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳 殿

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

次のポスター作成枚数につき、公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和6年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (1) 住 所
 - (2) 氏名又は名称
 - (3) 代表者氏名
- 3 確認申請枚数 枚

| 区 分 | 作成枚数 | 左のうち確認済又は確認申請枚数 |
|---------------------|------|-----------------|
| 前回までの累積枚数(a) | 枚 | 枚 |
| 今回の枚数(b) | 枚 | 枚 |
| 枚 数 計 (a) + (b) | 枚 | 枚 |
| 備考 | | |

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から青森県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて 記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合には、本人確認書類の提示又は提出を、代理人が提出する場合 には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。 ただし、候補者本人の署名や記名押印がある場合はこの限りではありません。

ポスター作成枚数確認書

公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同項に 定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和6年 月 日

青森県選挙管理委員会 委員長 畑 井 義 徳 印

記

- 1 令和6年10月27日執行衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数

枚

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター 作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、青森県に支払を請求することはできません。

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和6年 月 日

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区

候補者

記

| ポスター作成業者 名称及び住所並で ってはその代表者 | ゾに法 | 人にあ | 住 所 氏名又は名称 代表者氏名 | |
|----------------------------------|-----|------|------------------------|----|
| 作 | 成 | 枚 | 数 | 枚 |
| 作 | 成 | 金 | 額 | 円 |
| 当該選挙区に | おける | るポスタ | 一掲示場数 | 箇所 |

備老

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が青森県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、 青森県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚 数

枚(ポスター掲示場数×2)

(2) 限度額

(1円未満の端数は切上げ)

単価()円×確認された作成枚数=限度額

請求書

(ポスターの作成)

令和6年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

> 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては その代表者の氏名 電話番号

公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額

- 円
- 2 内訳 別記請求内訳書のとおり
- 令和6年10月27日執行衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区
- 候補者の氏名 4
- 金融機関名、口座名及び口座番号(普通、当座の別) 5

| 金 | 融 | 機関 | 名 | 本 | • | 支 | 店 | 名 | |
|----|----|--------|----|---|---|---|---|----|--|
| 金科 | 融機 | 関 コ - | ード | 支 | 店 | ⊐ | _ | 7, | |
| 預 | 金 | 種 | 別 | П | 座 | | 番 | 号 | |
| ふ | IJ | が | な | | | | | | |
| П | J | · 座 | 名 | | | | | | |

| 另 | 川記請 | 求区 | 引訳書 | Ī | | | 選挙区におけるポスター掲示場数 | | | | | | | | | 包 | 節所 | | |
|---|----------|----|----------|---|------------------|-----------|-----------------|----|---------|---|---|-------------------|---------|---|----------|---|-------------------|-----------------|----|
| | | 作 | 成 | 金 | 額 | | | 基 | 準 | 限 | 度 | 額 | | 請 | 求 | 金 | 額 | | 備考 |
| | 単 (A) | 価 | 枚 (B) | 数 | 金 (A) × (C | 額 (B)= | 単 (D | 価) | 枚 (E | 数 | | 額 ×(E)= (F) | 単 (G | 価 | 枚 (H) | 数 | 金 (G) x (I) | 額 (H) =) | |
| | | 円 | | 枚 | | 円 | | 円 | | 枚 | | 円 | | 円 | | 枚 | | 円 | |

備考

- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とと もに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 「選挙区内におけるポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (D) 欄には、次の単価を記載してください。

316, 250円 + 270, 655円 + 28. 35円× (ポスター掲示場数 - 500)

ポスター掲示場数

── = 円(単価) (1円未満の端数は切上げ)

- (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。 5
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、青森県に支払を請求することはできません。
- 契約業者等(法人の場合は代表者)本人が提出する場合には、本人確認書類の提示又は提 出を、代理人が提出する場合には、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の 提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人の場合は代表者)本人の署名や 記名押印がある場合はこの限りではありません。

運送契約書

| 収 | 入 | Cn. |
|---|---|-----|
| 印 | 紙 | 印 |

衆議院小選举区選出議員選挙青森県第 区候補者 (以下「甲」とい (以下「乙」という。)は、選挙運動のための自 う。)と、 動車の運送について次のとおり契約を締結する。

使用目的

公職選挙法第141条の規定に基づき、選挙運動のために使用

- 車種及び登録番号
- 3 1台 台数
- 使用期間

令和6年 月 日から

令和6年 月 日まで 日間

5 契約金額 円

1日 円× 日間) (内訳

使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車輌の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義 務を負う。

請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれ に必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速 やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は青森県 には請求できない。

令和6年 月 日(契約締結年月日) 甲 住

所

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者 氏 名 钔

Ζ 住 所

> 名 称 钔

> 代表者 印

車輌賃貸借契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者 (以下「甲」という。)と、 (以下「乙」という。)は、車輌の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法第141条の規定に基づき、選挙運動のために使用

- 2 車種及び登録番号
- 3 台数 1台
- 4 使用期間

令和6年 月 日から

令和6年 月 日まで 日間

5 契約金額 円

(内訳 1日 円× 日間)

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車輌の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれ に必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速 やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は青森県には請求できない。

令和6年 月 日(契約締結年月日)

甲 住 所

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者 氏 名 印

乙 住 所

名 称 印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者 (以下「甲」という。)と、 (以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の燃料の供給について次のとおり契約を締結する。

1 供給する期間

令和6年 月 日から令和6年 月 日まで

2 供給場所 所在地

名 称

- 3 供給を受ける自動車の登録番号
- 4 金額

単価は、1リットル当たり 円 (税込み) とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれ に必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速 やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は青森県には請求できない。

令和6年 月 日(契約締結年月日)

甲 住 所

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者 氏 名 印

乙 住 所

名 称 印

自動車運転契約書

| 収 | 入 | rn |
|---|---|----|
| 印 | 紙 | 印 |

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者 (以下「甲」という。)と、 (以下「乙」という。)は、甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

1 運転する期間

令和6年 月 日から

令和6年 月 日まで 日間

原則として毎日 時 分から 時 分まで

2 契約金額 円 (1日につき 円)

- 3 運転する車輌の登録番号
- 4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれ に必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速 やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は青森県には請求できない。

令和6年 月 日(契約締結年月日)

甲 住 所

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者

氏 名 印

乙 住 所

氏 名 印

選挙運動用通常葉書作成契約書

| 収 | 入 | 7 |
|---|---|---|
| 印 | 紙 | 印 |

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者 (以下「甲」という。)と、 (以下「乙」という。)は、印刷物の作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法第142条に定める選挙運動用通常葉書
- 2 契約金額 円 (単価 円 銭×数量 枚)
- 3 納入期限 令和6年 月 日
- 4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれ に必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速 やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は青森県には請求できない。

令和 6 年 月 日(契約締結年月日) 甲 住 所

> 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者 氏 名 印

乙 住 所

名 称 印

選挙運動用ビラ作成契約書

| 収 | 入 | C I |
|---|---|-------|
| 印 | 紙 | 印 |

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者 (以下「甲」という。)と、 (以下「乙」という。)は、印刷物の作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法第142条に定める選挙運動用ビラ
- 2 契約金額 円 (単価 円 銭×数量 枚)
- 3 納入期限 令和6年 月 日
- 4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれ に必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速 やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は青森県には請求できない。

令和 6 年 月 日(契約締結年月日) 甲 住 所

> 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者 氏 名 印

乙 住 所

名 称 印

選挙事務所用立札 · 看板作成契約書

| 収 | 入 | |
|---|---|---|
| 印 | 紙 | 印 |

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者 (以下「甲」という。)と、 (以下「乙」という。)は、次の立札・看板の作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法第143条に定める選挙事務所用立札・看板
- 2 契約金額 円 (単価 円 銭×数量 枚)
- 3 納入期限 令和 6 年 月 日
- 4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれ に必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速 やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は青森県には請求できない。

令和6年 月 日(契約締結年月日) 甲 住 所

> 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者 氏 名 印

乙 住 所

名 称 印

選挙運動用自動車等取付用立札・看板作成契約書

| 収 | 入 | 7 |
|---|---|---|
| 印 | 紙 | 印 |

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者 (以下「甲」という。)と、 (以下「乙」という。)は、次の立札・看板の作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用自動車等取付用立札・看板
- 2 契約金額 円 (単価 円 銭×数量)
- 3 納入期限 令和6年 月 日
- 4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれ に必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速 やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は青森県には請求できない。

令和 6 年 月 日(契約締結年月日) 甲 住 所

> 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者 氐 名 印

乙 住 所

名 称 印

個人演説会場用立札・看板作成契約書

| 収 | 入 | 7 |
|---|---|---|
| 印 | 紙 | 印 |

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者 (以下「甲」という。)と、 (以下「乙」という。)は、次の立札・看板の作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法第164条の2に定める個人演説会場用立札・看板
- 2 契約金額 円 (単価 円 銭×数量)
- 3 納入期限 令和6年 月 日
- 4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれ に必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速 やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は青森県には請求できない。

令和 6 年 月 日(契約締結年月日) 甲 住 所

> 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者 氏 名 印

乙 住 所

名 称 印

選挙運動用ポスター作成契約書

| 収 | 入 | 7 |
|---|---|-------|
| 印 | 紙 | 印 |

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者 (以下「甲」という。)と、 (以下「乙」という。)は、次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
- 2 契約金額 円 (単価 円 銭×数量 枚)
- 3 納入期限 令和6年 月 日
- 4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速 やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は青森県には請求できない。

令和 6 年 月 日(契約締結年月日) 甲 住 所

> 衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第 区候補者 氏 名 印

乙 住 所

名 称 印